4　競争参加資格申請の交付
⑴　交付期間　平成21年11月25日から同年12月10日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　交付場所　〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290―９　沖縄防衛局総務部契約課　電話098―921―8131（内線154）
⑶　その他　特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
5　申請書の提出
⑴　提出期間　平成21年11月25日から同年12月10日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。なお、平成21年12月10日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時。
⑵　提出場所　上記４⑵に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成21・22年度資格審査申請の際に提出したものの写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　工事経歴書（下記６⑵アの基準を満足する工事の施工実績を記載したもの）
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成21年12月10日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
6　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組み合わせとする。
ア　装備施設本部長から建築一式に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　装備施設本部長が算定した建築一式に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が代表者は1,000点以上、代表者以外の構成員は990点以上であること。
ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記アの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
エ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、沖縄防衛局長（旧那覇防衛施設局を含む。）から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（平成６年８月31日付施本第1605号（ＣＣＰ））に基づく指名停止を受けていないこと。
オ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　平成６年度以降に建築一式工事の元請として、鉄筋コンクリート造、又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延面積1,700㎡以上の建物新設工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
なお、当該実績が地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事で入札説明書に示すものにあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
イ　建設業法の建築一式工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ウ　建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑷　代表者の要件　代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
7　上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記４により申請することができる。この場合上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記６⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。
なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記６⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。
8　資格審査結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知する。
9　資格の有効期間
資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の請負者以外の者にあっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。
10　その他
⑴　共同企業体の名称は、「与座岳㈿局舎新設等建築その他工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。
⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
平成 21 年 11 月 25 日
大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構長　堀田　凱樹
◎調達機関番号　416　◎所在地番号　13
○第３号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　導入計画物品及び数量
自然エネルギー棟　一式
⑶　調達方法　購入等
⑷　導入予定時期
平成22年度９月以降
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
背景南極昭和基地は開設以来50年が経過し、観測・設営施設などの建物数が60棟以上になった。しかし、居住施設や観測用アンテナなどが混在し、観測機器へのノイズ等が問題になっている。また、居住地区では建て増しが密集した区域に繰り返されたため、スノウドリフト（雪の吹きだまり）が発達し除雪作業が大きな負担となっている。以上のことを解決するため、昭和基地建物・施設の再配置を計画した。この建物はその計画に沿って実施するものである。昭和基地における施工は観測隊員が行うことから、専門的知識や高度な技術を必要とせず、容易に組立が可能なプレハブ式のパネル構造とすること。また、昭和基地の既存の重機によって容易に施工出来る構造とすることとし、以下の機能を有する。①車両整備場（床暖房、走行クレーン付き）②木工室③金属工作室④再生可能エネルギー制御室・蓄電池室⑤車両部品庫⑥野外観測旅行準備室　以上の機能を持たせるため、一部吹き抜けの２階建て構造とする。また、スノウドリフトによる風下への影響を軽減するため、屋根形状を曲面にして風の流れをスムースにする。さらに建物の室内暖房には、太陽光集熱装置を取り付け、化石燃料の消費を極力削減することとした。部材製作完了後、国内において観測隊員の訓練を兼ねた仮組み立てを行うこと。主要材料はしらせによる輸送を考慮した寸法、重量とすること。なお、2009年度予算で基礎工事を行うため、基礎を除いた建物建設を2010年度に行うものとする。
2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。
⑴　資料等の提供期限　平成21年12月28日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）